

各務原市認定地域クラブ「ジュニアクラブ」活動指導者人材バンク 登録案内

■各務原市内中学校部活動の地域展開に伴い、部活動に代わって行われる「地域クラブ活動」に指導者として協力いただける方を登録する「各務原市認定地域クラブ『ジュニアクラブ』活動指導者人材バンク」を設置します。是非、登録をご検討ください！

●学校部活動の地域展開

・少子化の進展により、学校や地域によっては部活動の存続が厳しい状況があり、また、教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することも難しくなっています。このため、国や岐阜県は、学校部活動を段階的に地域へ展開することとし、ガイドラインを示しました。

●各務原市における学校部活動の地域展開

・各務原市では、国や岐阜県のガイドラインに沿って、生徒が希望するスポーツ活動や文化活動に親しむ機会の保障と、より質の高い指導を受けることが可能な環境を整えるため、学校部活動に代わって、「保護者会」や「市スポーツ協会」等が活動主体となるクラブを「(名称)ジュニアクラブ」と位置付けて「地域展開」を進めています。

●各務原市におけるジュニアクラブ指導者

・「保護者会」や「市スポーツ協会」等が主体となって取り組む各種「ジュニアクラブ活動」に対し、指導者として協力していただける地域の皆様に登録をいただき、各ジュニアクラブの依頼に応じて、登録された方を指導者として紹介します。

○主な職務内容

①実技指導 ②大会・練習試合等の引率 ③用具・施設の点検・管理 ④ジュニアクラブ活動の管理運営 ⑤保護者等への連絡 ⑥年間・月間指導計画等作成(学校等連携して行う) ⑦生徒指導に係る対応(学校や教育委員会等と連携して対応する) ⑧ケガや事故等の緊急時の対応・報告 ⑨指導者向け研修の受講 など

○従事期間

・原則として土曜日・日曜日のいずれか3時間程度

○謝礼(市による補助)

・1時間1,000円※年間210時間210,000円が上限

○保険

・スポーツ安全保険に加入※個人賠償責任保険も保障対象となる保険を選定

登録要件

★満18歳以上(高校生は含まない)で、各中学校部活動指針及び各務原市認定地域クラブ「ジュニアクラブ」活動指針に沿って指導できる方【必須】

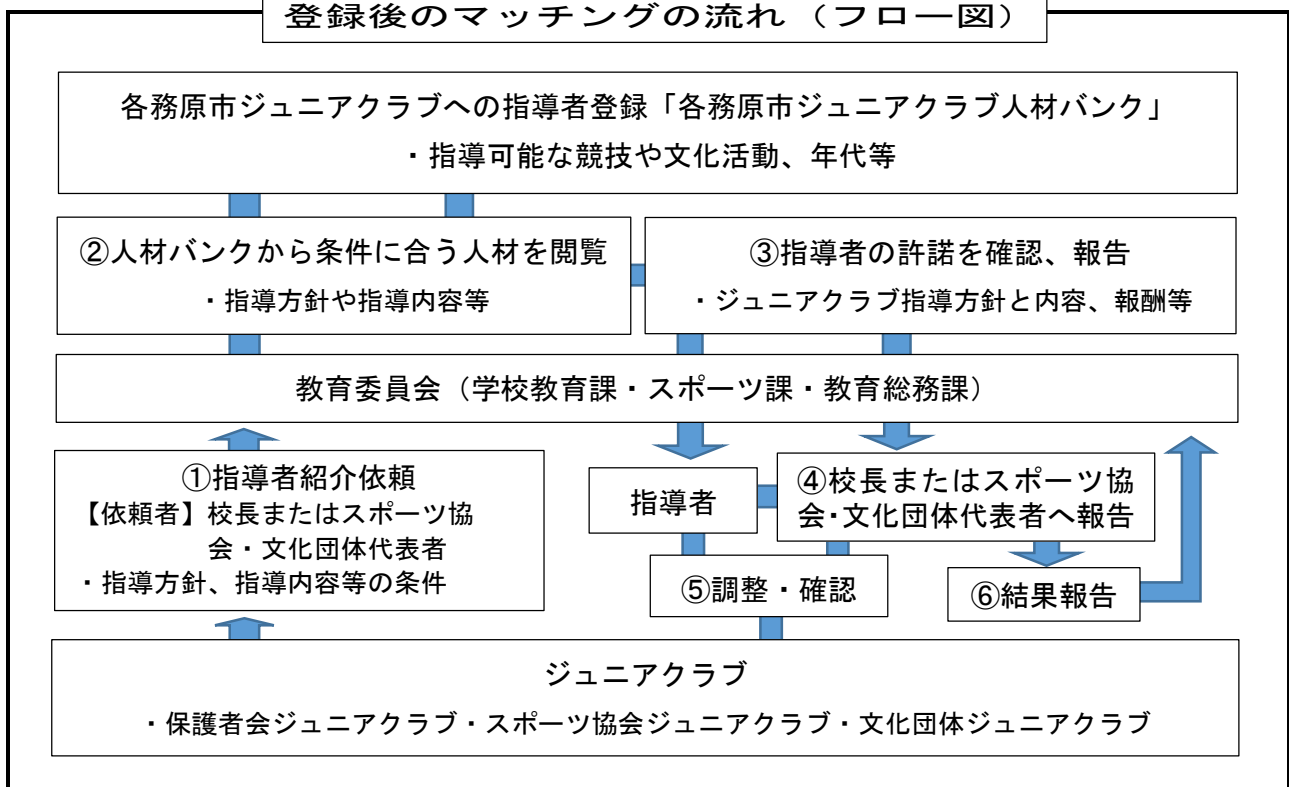
- ①指導を希望する種目の指導経験または競技等経験があること。
- ②各競技団体等が認める指導者資格があること。
- ③岐阜県が認める部活動指導者又は地域クラブ指導者向けの研修を受講していること。
- ④教員免許を有すること。
- ⑤保護者会(スポーツ協会・文化団体)より推薦を得ること。

※登録に当たっては、★及び、①～⑤のいずれか1つを満たしている必要があります。ただし、文化系においては、お子さんが所属する保護者会ジュニアクラブの鍵を管理する管理者になることはできません。

注意事項

- 指導者登録に当たっては、体罰、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等、ジュニアクラブ指導者として不適格な事項がないこと等を申請していただきます。
- 指導を確約するものではございませんので、ご理解いただきます。
- ジュニアクラブ活動に従事する際は、兼職兼業の許可が必要な場合があります。
- 指導者を選考、任用する目的のため、教育委員会の他、学校やスポーツ協会、文化団体と共有します。目的以外での使用は一切いたしません。

登録後のマッチングの流れ（フロー図）



登録方法・問合わせ

- お電話または、メールにて以下の内容をお伝え願います。随時受付いたします。
件名:各務原市認定地域クラブ「ジュニアクラブ」活動指導者人材バンク登録
①氏名 ②住所 ③電話番号 ④指導できる競技
※吹奏楽、美術、コンピュータ系等の文化系の指導が可能な方も登録できます。
※連絡をいただいた方には、担当者より、提出書類等の説明をいたします。
- 登録の連絡先
各務原市教育委員会事務局 学校教育課
電 話：058-383-1118
メール：gakkokyoiku@city.kakamigahara.gifu.jp
住 所：〒504-8555 各務原市那加桜町 1-69